

★★★ 申告会場の案内 ★★★

	税務署が開設する申告会場	町が開設する申告会場
申告内容	すべての確定申告	町県民税申告、簡易な確定申告（申告書A）
	住宅借入金等特別控除(所得税)・各種譲渡所得・繰越損失・青色申告等の方は税務署会場での申告をお願いします。	
場 所	平塚駅ビル6階ラスカホール	
受付期間	平成24年2月1日(水)～3月22日(木) ※土日、祝日は除く。 ただし、2月19日(日)・26日(日)は開場します。 所得税の申告・納付期限は3月15日(木)です。 2月15日(水)以前は還付申告の方が対象です。	<p style="text-align: center;">【①税理士会による無料相談会】</p> 2月13日(月)、14日(火) 国府支所2階会議室 2月15日(水)～17日(金) 保健センター2階研修室 ※混雑状況によっては、相談及び受付の締め切りを早めることがあります。
時 間	○受付時間 8:30～16:00(提出は17:00まで) ○相談時間 9:00～17:00	<p style="text-align: center;">【②上記以外の申告相談受付】</p> 2月20日(月)～3月15日(木) 町役場4階第1会議室 ※土日は除く。
持 ち 物	○申告書、印鑑 ○源泉徴収票や各種控除の証明書(医療費控除を受ける方は、領収書の合計額を計算して来てください。) ○前年の申告書の控え一式 ○使い慣れた筆記用具、電卓 ○還付金がある場合、申告者名義の口座番号がわかるもの	

※申告書の自主作成に、ご協力をお願いいたします。

確定申告で控除が受けられます

おむつ代が

医療費控除されます

6か月以上寝たきりの状態で常時紙おむつの使用が必要と認められた場合には、おむつにかかる費用を医療費控除に含めることができます。

▼手続きに必要な書類

医療機関が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が、確定申告時に必要になります。

なお、前年度に引き続きおむ

つ代の医療費控除を受けようとする方は、「要介護認定主治意見書」により尿失禁が確認できれば、「おむつ使用証明書」ではなく、町保険福祉課交付の「内容確認証明書」で代用することができません。

寝たきり高齢者等に

障害者控除

障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障害者等に準ずると認められた方に、「障害者控除対

中学生「税についての作文」

国税庁長官賞



全国の中学生を対象に毎年実施されている、「税についての作文」コンクールにおいて、全国561,537編の作文の中から国府中学校3年、大橋彩里さんの作品が、国税庁長官賞を見事受賞しました。また、町内の中学校からは135編の応募があり、その他にも平塚税務署長賞を始め、多くの方が入選されました。おめでとうございませ

(敬称略)



▲国税庁長官賞を受賞した大橋さん

国税庁長官賞

大橋 彩里

(※)
(国府中)

平塚税務署長賞

長谷川 こころ

(国府中)

平塚間税会会長賞

中村 亮介

(国府中)

大磯町長賞・大磯町議会議長賞

小沼 祐介

(大磯中)

平塚地区納税貯蓄組合総連合会入選

西本 日向子

(大磯中)

戸塚 諒

(大磯中)

成島 和馬

(大磯中)

栗原 悠太

(大磯中)

添田 菜緒

(国府中)

佐藤 叶夢(聖ステパノ学園中)

(※) 印の受賞作文(全文)は町ホームページに掲載されています。

◎問い合わせ

税務課 ☎内線251